

「国民健康保険資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

現在の国民健康保険証の有効期限は7月31日までとなっており、8月1日からは以下の取り扱いとなります。マイナンバーカードを保険証(マイナ保険証)として利用するための登録状況によって取り扱いが異なります。

〈マイナ保険証の利用登録がお済みでない方〉

「国民健康保険 資格確認書」(カードサイズ)を送付します。

医療機関などを受診するときに窓口でご提示ください。

発送時期：7月中旬以降

有効期限：令和8年7月31日

マイナ保険証の
利用登録が
済んでいない場合は、
国民健康保険資格確認書
が届くのね



マイナ保険証の利用登録の有無の確認については、「マイナポータル」にて確認できます。

また、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、健康保険の切り替えには、従来どおりお手続きが必要ですので、国保・健康課または市民課にてお手続きください。

〈マイナ保険証の利用登録がお済みの方〉

「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を送付します。「資格情報のお知らせ」単体では医療機関など受診できません。

受診するときは、**マイナ保険証をご使用ください。**

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証が利用できない医療機関などを受診するときにマイナ保険証と一緒にご提示ください。

発送時期：7月中旬以降



マイナポータルで確認…



【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9907

国民健康保険「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新が必要です

有効期限が7月31日の認定証の交付を受けている方で、8月以降も必要な方は、**更新申請が必要です。**

7月14日(月)から8月29日(金)までに市役所国保・健康課、市民課窓口または郵送で申請してください。

(対象者には、更新のご案内をお送りします。)

※令和6年中の所得の申告をしていない方がいる場合や、国税に滞納があると認定証の交付ができません。

※すぐに認定証を使う予定がない方は申請の必要はありません。必要になった際に申請してください。

○申請に必要なもの

- 被保険者番号が確認できるもの(被保険者証など)
- マイナンバーが確認できるもの
- 来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証など)
- 申請書



※マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、ぜひご利用ください。(滞納がある方や、世帯に未申告の方がいる場合は正しい区分で確認できない場合がありますのでご注意ください。)

【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9907